元高教福第976号

令和元年１０月２４日

各市町村（学校組合）教育長　様

高知県教育長

職員の退職手当に関する条例の一部改正について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等を行うための、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例」（高知県条例第11号）が公布され、「職員の退職手当に関する条例」（以下、「条例」という。）が一部改正されましたので下記のとおりお知らせします。

記

１　改正の内容

　　条例第12条第１項第２号中の引用規定の整理をしようとするもので、その内容は別添「新旧対照表」のとおり。

２　施行期日

令和元年12月14日

教職員・福利課課

退職手当担当　山﨑

TEL：０８８－８２１－４９０５